

令和6年5月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うちフードミキサー（フードプロセッサー）1件、
電子レンジ1件、リチウム電池内蔵充電器1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
（うち鍋1件、電動アシスト自転車1件、エアコン（室外機）1件、
電気カーペット1件、ルーター（充電式）1件、
ヘアドライヤー1件、スピーカー1件、靴1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300504を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

小泉成器株式会社が輸入した電子レンジについて（管理番号：A202400125）

①事象について

小泉成器株式会社（法人番号：3120001079011）が輸入した電子レンジを使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象（絶縁破壊による短絡）が起こり、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）9月12日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、また2008年（平成20年）3月以降、複数回にわたりテレビCM放送を実施し、さらに、販売店を通じた利用者へのダイレクトメールの送付や店頭告知により、対象製品について無償改修（スイッチの交換）を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造期間、対象台数

機種・型式	製造期間	対象台数
KRD-0105	1997年1月－6月期 ～	18,978
	1999年7月－12月期	
KRD-0106	1997年1月－6月期 ～	61,094
	2000年7月－12月期	
合 計		80,072

2007年（平成19年）9月12日からリコール（無償改修）を実施
改修率：6.5%（2024年4月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	0	—	2016年度	3	火災
2023年度	0	—	2015年度	2	火災
2022年度	0	—	2014年度	2	火災
2021年度	0	—	2013年度	3	火災
2020年度	4	火災	2012年度	2	火災
2019年度	0	—	2011年度	3	火災
2018年度	0	—	2010年度	2	火災
2017年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202400125）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(KDR-0105 の場合)



(KDR-0106 の場合)



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

小泉成器株式会社

電 話 番 号 : 0120(551)494

受 付 時 間 : 9時~17時 (土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く。)

ウェブサイト : <http://www.koizumiseiki.co.jp/support/important/post.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 土屋、別所、庄田

電 話 : 03(3507)9204 (直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 江藤、山田

電 話 : 03(3501)1511 (内線) 4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300504	令和5年8月6日	令和5年9月11日	フードミキサー(フードプロセッサー)	BOE097	BRUNO株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品の刃を調整していたところ、刃が動き、右手指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、刃部が露出した状態でも動作する構造であったことから、組立のために使用者が刃部に触っていた際、不意に動作スイッチが押されて刃部が回転し、事故に至ったものと推定される。	埼玉県	令和5年9月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400125	令和6年5月8日	令和6年5月14日	電子レンジ	KRD-0106	小泉成器株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が起こり、出火に至ったものと考えられる。	石川県	製造から25年以上経過した製品 平成19年9月12日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:6.5%
A202400129	令和6年3月18日	令和6年5月15日	リチウム電池内蔵充電器	FG-MBATT001	株式会社FUGU INNOVATIONS JAPAN (輸入事業者)	火災	当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年3月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400120	令和6年1月26日	令和6年5月13日	鍋	重傷1名	当該製品を洗浄中、当該製品が割れ、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月7日
A202400121	令和6年3月19日	令和6年5月14日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で上り坂を走行中、転倒し、左手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月2日
A202400122	令和6年4月26日	令和6年5月14日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を取り外し作業中、爆発を伴う火災が発生し、周辺が汚損した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年5月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400123	令和6年5月2日	令和6年5月14日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202400124	令和6年4月20日	令和6年5月14日	ルーター(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400126	令和6年4月27日	令和6年5月15日	ヘアドライヤー	火災 軽傷1名	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コードから火花が生じる火災が発生し、当該製品の電源コードが焼損し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和6年5月10日に消費者安全法の重大事故等(宿泊サービス)として公表済
A202400127	令和6年5月3日	令和6年5月15日	スピーカー	火災	当該製品に他社製のアンプを接続して使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	アンプに関する事故(A202400112)と同一 令和6年5月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400128	令和6年4月8日	令和6年5月15日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、当該製品の靴紐が解け、通行人に踏まれ転倒し、右肘を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月7日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

フードミキサー（フードプロセッサー）（管理番号： A202300504）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号： A202400129）

